

海外危険地域への渡航に関する人間科学研究科の取扱い方針【一部抜粋】

学生（研究生等を含む）の場合

- (1) 学生が、教育・研究上の目的で海外渡航する場合は、事前に指導教員・受け入れ教員及び家族等に渡航内容等を十分に説明し、指導教員・受け入れ教員の承認を得たうえで、所定の届出様式（下記参照）を教務係に提出する。
- (2) 外務省・危険情報において、学部学生（研究生等を含む。）が危険度2以上の地域に渡航すること、大学院学生（大学院研究生等を含む。）が危険度3以上の地域に渡航することを認めない。ただし、指導教員等が同行する場合は、渡航を認める場合もある。
- (3) 外務省・感染症危険情報において、新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報が危険度2・3に指定された国・地域への渡航については、要件が認められた場合は渡航を認める。要件は、大学が定めた「新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報がレベル2・3に指定された国・地域への渡航前に確認すべき項目」を①学生が各自で確認し、学生自身が海外渡航に際し現状を十分認識し、かつ、十分な安全対策を講じていること、及び②学習計画上の必要性があることの2点について本研究科が認めた場合とする。
- (4) 学部学生が滞在中に、滞在地域の危険度が2以上に引き上げられた場合と、大学院学生が滞在中に、滞在地域の危険度が3以上に引き上げられた場合は、ただちに指導教員と連絡を取り、自らの安全確保と情報収集に努めるとともに、もっとも安全な方法によってすみやかに危険地域外に退避する。
- (5) 学部学生が教育・研究上の目的で「危険情報」並びに「感染症危険情報」の危険度ランクの危険度1の地域への渡航を、大学院学生が教育・研究上の目的で危険度1および2の地域への渡航を希望する場合は、渡航日程と訪問先、渡航目的、経費の出所、渡航地域の危険度に関する情報、安全確保の方法等を記した理由書を作成し、指導教員あるいは受け入れ教員の承諾と署名捺印を経て、研究科長に提出する。渡航の是非は、海外研究活動検討委員会において審議する。
- (6) 上記の場合、当該学部学生・大学院学生と指導教員・受け入れ教員は、渡航前及び渡航中に、あらゆる手段を通じて、当該地域の政情と治安に関する情報の収集と分析に努めることとする。
- (7) 学生は、滞在地の緊急連絡先を事前に指導教員等に通知しておくこと。
また、渡航にあたっては、外務省が実施している渡航登録サービス（外務省海外旅行登録「たびレジ」又は在留届電子届出システム「ORRnet」）に登録すること。
- (8) 学生は、滞在中には、指導教員等と定期的な連絡を取ること。
- (9) 渡航前には、「大阪大学・国際交流等に伴う危機管理マニュアル」を熟読すること。
- (10) 外務省・感染症危険情報において、新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報が危険度2・3に指定された国・地域へ大学間交換留学・部局間交換留学や部局等が実施する派遣プログラムにより派遣する海外派遣は、海外研究活動検討委員会には附議しない。要件の確認のために大学に提出する書類は、「【渡航確認シート】新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報がレベル2・3に指定された国・地域への渡航前に確認すべき項目」及び誓約書とする。

参考（外務省海外安全ホームページ海外への渡航・滞在にあたっての危険情報）

(1) 「危険情報」に基づく判断

- ① 「十分注意してください」（注：この取扱い方針において「危険度1」という。）
 - ・・・その国・地域への渡航，滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。
- ② 「不要不急の渡航は止めてください」（注：この取扱い方針において「危険度2」という。）
 - ・・・その国・地域への不要不急な渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに，十分な安全対策をとってください。
- ③ 「渡航は止めてください（渡航中止勧告）」（注：この取扱い方針において「危険度3」という。）
 - ・・・その国・地域への渡航は，どのような目的であれ止めてください（場合によっては，現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。
- ④ 「退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」（注：この取扱い方針において「危険度4」という。）
 - ・・・その国・地域に滞在している方は滞在地から，安全な国・地域へ退避してください。この状況では，当然のことながら，どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

(2) 「感染症危険情報」に基づく判断

- ① 「十分注意してください」（注：この取扱い方針において「危険度1」という。）
 - ・・・特定の感染症に対し，国際保健規則（IHR）第49条に規定する緊急委員会が開催され，同委員会の結果から，渡航に危険が伴うと認められる場合等。
- ② 「不要不急の渡航は止めてください」（注：この取扱い方針において「危険度2」という。）
 - ・・・特定の感染症に対し，IHR第49条に規定する緊急委員会において，同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出される場合等。
- ③ 「渡航は止めてください（渡航中止勧告）」（注：この取扱い方針において「危険度3」という。）
 - ・・・特定の感染症に対し，IHR第49条に規定する緊急委員会において，同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され，WHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。
- ④ 「退避してください。渡航は止めてください（退避勧告）」（注：この取扱い方針において「危険度4」という。）
 - ・・・特定の感染症に対し，IHR第49条に規定する緊急委員会において，同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され，WHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合で，現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。